

○名寄市大量離職者地元定着推進及び産業人材確保促進事業実施要綱

令和3年10月26日告示第1053号

改正 令和3年11月1日告示第1054号

改正 令和4年3月28日告示第1021号

名寄市大量離職者地元定着推進及び産業人材確保促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大規模事業所の縮小・廃止等により、離職を余儀なくされる従業員が相当数見込まれる場合に、当該従業員が安心して地元で就職することにより定住を促進するとともに、本市に所在する事業所の慢性的な人手不足を解消するため、当該従業員及び当該従業員を雇用する事業所を支援し、もって本市への定住促進及び本市経済の活性化を図るため、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、名寄市補助金等交付規則（平成18年名寄市規則第54号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 縮小・廃止大規模事業所等 縮小・廃止等により大量離職者を生じさせると予想される大規模事業所及びその事業所に関連して縮小・廃止等をする事業所で、市長が指定する事業所をいう。

(2) 大量離職者 前号に掲げる縮小・廃止大規模事業所等での離職者が合わせて30人を超えると予想される場合をいう。

(助成対象事業)

第3条 この告示に基づく助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 大量離職者地元定着推進事業（以下「地元定着推進事業」という。）

(2) 産業人材確保促進事業

(地元定着推進事業の助成対象者)

第4条 前条第1号に規定する地元定着推進事業の助成対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。ただし、市外に居住する者を除く。

(1) 縮小・廃止大規模事業所等に勤務し、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第4条に規定する被保険者であって、事業所の縮小・廃止等により離職した者

(2) 離職から法第10条第2項第1号に規定する基本手当の受給期間満了日までの間において、次に掲げるいずれかの場合（以下「就職又は創業等」という。）に該当する者

ア 市内の事業所又は市内から通勤圏内にある事業所に就職し、法第4条に規定する被保険者となった者

イ 創業した者

ウ 企業等の役員に就任した者

エ 法附則第2条に規定する暫定任意適用事業所である農林水産業を営む事業所（雇用保険適用事業所を除く。）を承継した者又はその事業所に従事する者

2 前項の規定にかかわらず、事業所の縮小・廃止等により離職した者で、特別な理由があると市長が認めた者は、地元定着推進事業の助成対象者とする。

3 前2項の就職が期間の定めのある雇用であって、その期間が試用期間であるときは、その期間の満了後、当初の離職時に法第10条第2項第1号に規定する基本手当の受給期間満了日と想定される日までに、別の市内の事業所又は市内から通勤圏内にある事業所に就職又は創業等をする者は、地元定着推進事業の助成対象者とする。

（地元定着推進事業の助成金の額）

第5条 地元定着推進事業の助成金の額は、20万円とする。

（地元定着推進事業助成対象者の登録申請）

第6条 地元定着推進事業の助成金の交付を受けようとする者は、助成対象者の登録申請を行うものとし、地元定着推進事業登録申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる全ての書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(2) 雇用関係書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の助成対象者の登録申請に係る期間は、在職中から退職までの間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により市長が助成対象者と認めた者は、認定後速やかに必要書類を提出するものとする。

（地元定着推進事業の登録決定通知）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、地元定着推進事業登録決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（地元定着推進事業の助成金交付申請）

第8条 地元定着推進事業の助成対象者として登録された者が、助成金の交付を受けようとするときは、地元定着推進事業助成金交付申請書（別記様式第3号）に、次の各号に掲げる書類のほか必要な書類を添えて、就職又は創業等の後速やかに市長に提出しなければならない。ただし、その就職が期間の定めのある雇用であって、その期間が試用期間であるときは、その期間の満了後、雇用期間の更新又は期間の定めのない雇用となった後速やかに提出するものとする。

- (1) 第2条第1号で指定した事業所の雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証の写し
- (2) 住民票
- (3) 就職後の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は創業等する者となったと証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(地元定着推進事業の助成金交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、地元定着推進事業助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(地元定着推進事業の状況報告)

第10条 前条の規定により助成金の交付を受けた者は、就職又は創業等の後3年間は地元定着推進事業就職・創業等状況報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(地元定着推進事業の変更及び助成金の返還)

第11条 地元定着推進事業の助成対象者として登録された者が、助成金の交付を受けられなくなった場合は、地元定着推進事業登録辞退届（別記様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、助成対象者が就職又は創業等の後3年以内に離職、廃業又は市外に居住することとなった場合には、助成金の決定を取り消し、別表に掲げる経過年数に応じて助成金額に返還割合を乗じた額を返還させることができる。

(産業人材確保促進事業の助成対象者)

第12条 第3条第2号に規定する産業人材確保促進事業の助成対象者は、市内に事業所を有する事業者であって、第4条に規定する離職者（ただし、市外に居住する者を含む。）を雇用保険法第10条第2項第1号に規定する基本手当の受給期間満了日までの間に、同法第4条に規定する被保険者として雇用した事業者とする。ただし、次の各

号に該当する事業者を除く。

- (1) 雇用した者を市外の事業所に勤務させる事業者
- (2) 令和3年9月10日以降に会社都合による離職者がいる事業者
- (3) 名寄市暴力団排除条例（平成25年名寄市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者
- (4) 法人その他の団体であって、その役員のうち暴力団員がいるもの
- (5) 市税の滞納があるもの
- (6) 国、都道府県及び市町村
（産業人材確保促進事業の助成金の額）

第13条 産業人材確保促進事業の助成金の額は、雇用した者1人につき60万円とする。ただし、次の各号に該当する場合は、助成金の額を当該各号に掲げる額に減額するものとする。

- (1) 国の労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース奨励金）の早期雇入れ支援（人材育成支援を除く。）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金、生涯現役コース奨励金）等の助成金が該当となる場合は申請の有無にかかわらず、当該助成金の額から国の助成相当額を除いた額とする。
- (2) 雇用条件のうち勤務時間が週32時間以下となる場合は、助成金の額に週の勤務時間を乗じ、40時間（法定労働時間が44時間の場合は44時間）で除して得た額とする。
（産業人材確保促進事業の助成金交付申請）

第14条 産業人材確保促進事業助成金の交付を受けようとする者は、産業人材確保促進事業助成金交付申請書（別記様式第7号）に、次の各号に掲げる全ての書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用した者の第2条第1号で指定した事業所の雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証の写し
- (2) 雇用した者の住民票
- (3) 雇用後の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条に規定する労働条件を明示した書類の写し
- (5) 申請者の市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 期間に定めがある条件により雇用した場合は、前条の助成額を3分の1を乗じて得た額を助成額とする。その場合において、雇用が継続している限り毎年1回申請ができるものとし、申請回数は3回を上限とする。

(産業人材確保促進事業の助成金交付決定)

第15条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、産業人材確保促進事業の助成金を交付をすることが適当であると認めたときは、産業人材確保促進事業助成金交付決定通知書(別記様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(産業人材確保促進事業の状況報告)

第16条 前条の規定により産業人材確保促進事業助成金の交付を受けた事業者は、雇用して3年間は産業人材確保促進事業雇用状況報告書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(産業人材確保促進事業の助成金の返還)

第17条 市長は、産業人材確保促進事業助成金の交付を受けた事業者が、雇用した者を雇用から3年以内に離職又は市外事業所に勤務させることとなった場合には、助成金の決定を取り消し、別表に掲げる経過年数に応じて助成金額に返還割合を乗じた額を返還させることができる。

2 市長は、産業人材確保促進事業助成金の交付を受けた事業者が、期間に定めがある条件により雇用した者を離職又は市外事業所に勤務させることとなった場合には、当該年以降の助成金は交付しないものとする。その場合において、既に当該年の助成金が交付されている場合には、助成金の決定を取り消し、それを返還させることができる。

(助成金の端数)

第18条 市長は、助成金の額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年10月26日告示第1053号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年9月10日から適用する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和 3 年 11 月 1 日 告示 第 1054 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日 告示 第 1021 号）

この告示は、公示の日から施行し、令和 3 年 9 月 10 日から適用する。

別表（第 11 条、第 17 条 関係）

経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満
返還割合	3 / 3	2 / 3	1 / 3